

菊川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
策定業務に係る公募型プロポーザル募集要項

令和7年9月

静岡県菊川

1 事業概要等

(1) 菊川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

(2) 趣旨

この募集要項は、菊川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定業務を委託するにあたって優先交渉権者を「公募型プロポーザル方式」により決定するにあたり参加要件等必要な事項を定めるものです。

(3) 業務の目的

菊川市（以下「本市」という。）が老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画（本市においては「高齢者保健福祉計画」という。）」、介護保険法（第117条）に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第13条）に基づく「認知症施策推進計画」を包含した「長寿 いきいき あんしんプラン（第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（計画期間：令和9年度～令和11年度））（以下「次期計画」という。）」を策定するにあたり、現行計画の実施状況及び効果の検証、高齢者等の実態調査（アンケート）から調査結果の分析、会議運営支援、事業量の推計、課題を整理し、専門的見地から評価・分析、方策の検討、介護保険料の検討支援など計画策定までの支援業務を委託するものです。

2 委託業務の概要・事業費限度額等

(1) 業務概要

「菊川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

- ア アンケート調査の実施及び調査結果の集計・分析及び政策形成に繋がる提案
- イ 現行計画（第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の検証
- ウ アンケート調査結果、現状分析、現行計画の検証を踏まえ、課題抽出及び方針の検討
- エ 次期計画の骨子案及び計画素案の作成・修正
- オ 介護保険事業計画等推進委員会・ワーキンググループの実施支援
- カ 成果品の納入

(2) 事業費限度額

7,166,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和7年度：3,404,000円 令和8年度：3,762,000円）

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日(金)まで（2か年契約）

ア 令和7年度 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで

イ 令和8年度 令和8年4月1日(水)から令和9年3月26日(金)まで

(4) 委託料の支払い

各年度の業務の完了の確認及び検査を行い、年度ごとに支払います。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を「優先交渉権者（契約候補者）」、次に高い評価を受けたプロポーザル参加者を「次点交渉権者（以下「次点」という。）」として選定します。ただし、参加がない場合またはプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは優先交渉権者を選定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは「公募型プロポーザル」とし、このプロポーザルに参加しようとする事業者は、提案事業を自ら主体となって実行する意思と能力を有する法人で、参加申込書の提出期限の時点において次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと。
- (5) 役員等が、自己、当該団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (7) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市区町村税の未納がないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- (9) 情報セキュリティに関する認証制度（プライバシーマーク（JISQ15001）等）の認証を取得していること
- (10) 菊川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書の内容を全て満たすことができること。

なお、参加申込書提出期限以後から契約満了までに(1)から(8)までのいずれかに該当していることが判明した場合は、参加資格を取り消します。

5 応募の手続き

(1) プロポーザルの日程

No.	手続き等	日程
①	公募型プロポーザル方式の広告（市ホームページ）	令和7年9月5日(金)
②	募集要項等に対する質問受付	令和7年9月上旬 ～令和7年9月17日(水)
③	参加申込書の提出	令和7年9月26日(金)
④	提案書類の受付	令和7年10月15日(水)
⑤	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年10月24日(金)
⑥	結果通知、結果公表	令和7年10月下旬
⑦	契約締結	令和7年11月上～中旬

(2) 募集要項等に対する質問

募集要項等に対する質問を下記の通り受け付けます。

提出期限	令和7年9月17日（水） 午後5時まで	
提出方法	下記URLから提出をお願いします。（電子申請・様式1） https://logoform.jp/f/YLD5d	
回 答	令和7年9月下旬に市ホームページで公表（予定）	
備 考	原則として、電話や口頭による質問はお受けいたしません。 上記、電子申請が困難な場合は、長寿介護課までご連絡ください。	

(3) 参加申込書の提出

ア 参加申込書を下記の通り受け付けます。

提出期限	令和7年9月26日（金） 午後5時まで
提出方法	下記の書類を記入の上、持参または、郵送(提出期間内必着) ①参加申込書（様式2） ②その他 「イ 提出書類」に記載されている書類 その他必要と認める場合、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。
提 出 先	菊川市総合保健福祉センター(長寿介護課介護保険係) 〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地
備 考	・提出にあたっては、クリップ留めしてください。 ・提出期限必着。郵送の場合、十分に余裕をもって提出をお願いします。

イ 提出書類

(ア) 法人の概要(任意様式) 7部（パンフレットがあれば、併せて提出）

(イ) 類似契約実績(任意様式) 7部

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和3～5年度、令和6～9年度）の策定実績（団体名、実施年度、業務名などを具体的に記載してください。）

- (g) 決算書（直近3期分の財務諸表） 1部
- (I) 情報セキュリティに関する認証制度の認証取得を証明するもの 1部

(4) 提案書類の受付

提案書類は下記の通り受け付けます。

ア 提出期限等

提出期限	令和7年10月15日（水） 午後5時まで
提出方法	下記の書類を記入の上、提出期限までに持参または、郵送(書留郵便等記録が残るものに限る。)にて提出する場合には、事前に担当部署まで連絡をお願いします。(提出期間内必着) ①応募申込書（様式3） ②その他 「イ 提出書類」に記載されている書類 必要と認める場合、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。
提出先	菊川市総合保健福祉センター(長寿介護課介護保険係) 〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地
備考	・提出にあたっては、クリップ留めしてください。 A4サイズ以外の書類についてはA4サイズに折りそろえて提出をお願いします。 ・提出期限必着。郵送の場合、十分に余裕をもって提出をお願いします。

※書面審査の実施

応募事業者が4者を超える場合は、「9 審査基準」に基づき、審査委員会による1次審査(書面審査)を行い、4者を選考します。なお、4者以下の場合は、すべての応募事業者について1次審査(書面審査)を通過したものとみなします。

イ 提出書類

(ア) 見積書(任意様式) 1部

- a 見積価格は、本業務を実現するためのすべての費用としてください。
- b 年度ごとの内訳がわかるように記入してください。

(イ) 勤務実施体制及び業務従事者経歴(任意様式) 7部

(ウ) 企画提案書(任意様式) 7部

表紙、目次、本編で構成し、本編は、A4縦(両面印刷)15枚(30ページ)以内としてください。

【表紙】

「菊川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務に係る提案書」、「提出日」、「提案事業者名」等を記載してください。

【目次】

章・節の項目番号及び標題、参照先のページ番号を記載してください。

【本編】

下記①～⑧について、順番に事業者の基本的な考え方を記載してください。

①国、県及び他自治体の動向等に関する考察

②高齢者を取り巻く課題・現状分析

③次期計画策定にあたっての基本的な考え方

国や県の動向、現行計画を踏まえ、本市はどのように取り組んでいくべきか、また、どのような計画としていくべきか。

④業務ごとの取組

業務仕様書にある業務委託内容の「令和7年度(1)①から④」、「令和8年度(1)①から⑦」についてそれぞれの実施内容をできるだけ具体的に記載してください。

なお、記載にあたっては、仕様書に記載されている順に記載してください。

⑤事業者と発注者の役割分担

⑥本業務の進め方、推進方法について（工程や作業スケジュールなど）

⑦その他（加算項目）

- ・次期計画の構成（基本目標、施策、事業体系、達成指標など）の提案
- ・今後の地域包括ケアシステムの方向性の提案
- ・次期計画上の認知症施策推進計画の位置付けや基本的な考え方の提案
- ・業務仕様等で定めのない事項への対応について
- ・本業務に対する業務仕様書以外の取組みについて特に提案したいこと

※各提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。

図表内の文字の大きさについては10.5ポイント未満でも可とします。

上下左右に15mm以上の余白を設定してください。

※専門用語の注釈をつけるなど専門的な知識を有しないもので理解できるようにしてください。

※図面等補足資料としてA3用紙を使用する場合、2枚（4ページ）とカウントし、提出の際は、A4サイズに折り揃えてください

※各ページにはページ番号を記載してください。

ウ 提供資料等

企画提案書の作成にあたって、本市ホームページ等に掲載されている資料以外に本市が所有している資料等（見える化システム掲載資料、事業状況報告書など）の提供を希望される場合は、担当課までご連絡ください。

ただし、内容によって、提供ができない資料、提供までに時間を要する場合があります。

なお、本市が提供する資料等は、本公募に応募する目的以外に使用することはできません。

6 プレゼンテーション

提出された提案書について、プロポーザル参加者が審査委員会に対し、プレゼンテーションを実施、審査委員会によるヒアリング後、「9 審査基準」に基づき、提案内容について総合的

に審査・評価、「優先交渉権者」及び「次点者」を選定します。

なお、応募事業者が多数の場合、プレゼンテーションの実施前に書類審査を実施する場合があります。

●プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書について、プロポーザル参加者が菊川市職員で構成する審査委員会に対し、プレゼンテーションを行い、審査委員会によるヒアリングを経た後に、別に定める「審査基準」に基づき、総合的に審査・評価し選定を行います。

日 ち	令和7年10月24日（金） ※時間は別途お知らせします。
会 場	菊川市総合保健福祉センター2階201会議室（予定） 〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開で実施 ・プレゼンテーション・ヒアリングは個別に実施 ・プレゼンテーションは、20分以内で説明 プレゼンテーションは事前に提出した提案書等を基に実施 原則として、事前に提出した提案書等への追記・変更は認めない。 プレゼンテーションで使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、審査・評価の対象とはなりません。 ・質疑・応答(ヒアリング)はプレゼンテーション後、20分程度実施 ・プレゼンテーションに使用するプロジェクターやケーブルは市で用意 ケーブルはHDMI - HDMI形式のものを用意 パソコン等の端末はプロポーザル参加者で準備をお願いします。
プレゼン～ 審査・評価	<ul style="list-style-type: none"> ① プレゼンテーション準備（5分） プロポーザル参加者 ② プレゼンテーション（20分） プロポーザル参加者 ③ 委員からの質疑・応答（20分） プロポーザル参加者・委員 ④ プレゼンテーション片付け（5分） プロポーザル参加者 ⑤ 審査・評価（10分） 委員

※本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

7 審査・評価

「9 審査基準」に基づき、総合的に審査・評価し、優先交渉権者及び次点を選定します。

8 結果通知、結果公表

7の結果を基に各事業者に対して、文書で通知、市ホームページに公表します。

9 審査基準

(1) 選定の考え方

企画提案書の審査にあたっては、本募集要項等に基づく企画提案等について、別に定める

選定基準により企画提案書及びプレゼンテーション等を審査・評価します。

(2) 選定方法

ア 企画提案書等の審査

- (ア) 審査の視点及び評価基準は下記イのとおりとします。
- (イ) 審査項目は、別に定める「審査基準」のとおりとします。
- (ウ) 審査委員会が審査基準に基づく審査項目ごとに審査・評価を行う。審査・評価の結果、合計得点(平均)の5割(125点/250点)に満たない場合は、本業務の目的を十分に達成できないものと判断し、「優先交渉権者」として選定しないこととします。
- (エ) 上記(ウ)を満たしたプロポーザル参加者のうち合計得点(平均)が最も高い得点を獲得した者を「優先交渉権者」とし、次に得点の高かった者を、「次点」とする。獲得した得点が高かった場合は見積金額の最も低い事業者を優先します。
- ※見積金額の考え方 ①2か年提示額 ②令和8年度提示額 ③令和7年度提示額
①>>②>>③とし、①から順番に金額を比較し、「優先交渉権者」を決定します。
- (オ) プロポーザル参加者が1者の場合であっても審査委員会を開催するものとします。
なお、プロポーザル参加者が1者の場合であっても、上記(ウ)に該当する場合は、同様に「優先交渉権者」として選定しないこととします。
- ※ 応募者多数の場合、事前に審査基準を基に書類審査を実施する場合があります。

イ 審査の視点及び評価基準

審査項目ごとの評価、調整及び配点は「審査基準」のとおりとします。評価については下記を目安とします。「非該当」の場合は「0点」になりますので、本要項、審査基準を確認し、資料作成やプレゼンテーションの際にご注意ください。

非常に 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	非該当 提出資料に記載無 説明無
5	4	3	2	1	0

10 契約

(1) 契約の交渉

優先交渉権者と契約交渉を行い、合意が得られた時点で随意契約による契約を行います。
この交渉が不調となった場合は、次点と同様の交渉を行うこととします。

(2) 失格事項

ア 参加事業者の行為に関する事項

本プロポーザルへの参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 本プロポーザルの手続の過程で「4 プロポーザルの形式、参加資格」の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (イ) 企画提案書等の審査(プレゼンテーション)に出席しなかったとき。

(g) 次のいずれかの行為をしたとき。

- ・ 審査委員会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・ 他の参加事業者と応募内容又はその意図について相談すること。
- ・ 優先交渉権者の選定終了までに、他の参加事業者に対して応募内容を意図的に開示すること。

(I) その他審査委員会又は市が不適格と認めたとき。

イ 提出書類に関する事項

参加事業者が書類を提出するに当たり、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要項に適合していないとき。
- (イ) 書類の作成形式等が本要項に適合していないとき。
- (g) 書類に虚偽の記載をしたとき。
- (I) その他審査委員会又は市が不適格と認めたとき。

(3) その他

ア 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本通貨、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけてください。

イ 提出後の書類の差替え及び再提出は認めません。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を講じることがあります。

エ 提出書類は、いかなる理由があっても返還しません。

オ 提出書類の著作権は、市に帰属することとします。ただし、本市と契約を締結しなかった参加事業者が提出した書類の著作権については参加事業者に帰属するものとします。

カ 書類の作成、提出及びその説明、審査、契約等に係る費用は参加事業者の負担とします。

キ 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書（様式任意）で通知してください。なお、取下げによる不利益な取扱いはしないものとします。

ク 本プロポーザルに係る提出書類は、審査委員会において優先交渉権者及び次点を選定するための審査及び本事業の契約締結前の詳細協議の資料としてのみ活用することとします。提案内容は事業者の知的財産として捉え、菊川市情報公開条例（平成17年菊川市条例第14号）第7条第3号の規定のとおり、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報の開示請求には応じないものとします。

ケ 提案事業については、事業者が実施主体として責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとします。これにより難しいものについては市と事業者が協議のうえリスクを分担するものとします。

11 参考スケジュール（令和4～5年度アンケート調査、委員会等）

年	月日	事項
令和5年	1月17日 ～1月31日	令和4年度菊川市高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査
	6月5日	菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定（諮問）
	6月13日	第1回菊川市介護保険事業計画等推進委員会 開催
	6月15日	第1回菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ会議 開催
	6月29日	第2回菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ会議 開催
	7月27日	第2回菊川市介護保険事業計画等推進委員会 開催
	8月24日	第3回菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ会議 開催
	9月27日	第3回菊川市介護保険事業計画等推進委員会 開催
	10月26日	第4回菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ会議 開催
	11月16日	パブリックコメント周知
	11月16日	第4回菊川市介護保険事業計画等推進委員会 開催
	11月27日	定例全協（策定経過報告）
	12月5日	パブリックコメント開始
令和6年	1月4日	パブリックコメント終了
	1月30日	第5回菊川市介護保険事業計画等推進委員会 開催
	2月 7日	菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（案）答申

担当部署（各提出物の提出先・問い合わせ先）
 菊川市 健康福祉部 長寿介護課 介護保険係 担当 渡辺
 〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地
 TEL：0537-37-1253（直通）
 E-mail：kaigo@city.kikugawa.shizuoka.jp